

社会保険労務士

さくら事務所便り

連絡先：〒223-0052

神奈川県横浜市港北区綱島東 5-4-5-108

電話：045-716-6080

e-mail : info@sakura-management.net

求人不受理の対象が追加されます！

◆今月3月30日から施行

原則、ハローワークや職業紹介事業者は、すべての求人を受理しなければなりませんが、①内容が法令に違反する求人、②労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不適当な求人、③求人者が労働条件を明示しない求人のいずれかに該当する求人については、例外的に受理しないことができます。

今回、改正によって、④一定の労働関係法令違反の求人者による求人、⑤暴力団員、法人で役員の中に暴力団員がいる者、暴力団員がその事業活動を支配する者による求人、についても受理しないことが可能になりました。

◆求人者に求められる自己申告

職業紹介事業者は、求人者に対して自己申告を求めることができます。ちなみ

に、「私どもは、この求人申込みの時点において、職業安定法に規定する求人不受理の対象に該当いたしません」と記載された自己申告書が厚生労働省から出されています（事業所名・所在地・代表者名、チェックシートへの記入が求められます）。

求人者が自己申告を行わなかった場合にも、求人を受理しないことができます。

また、求人者が事実に相違する自己申告を行った場合、都道府県労働局が勧告・公表などを行うことができます。

◆求人不受理の対象となる場合とは？

①労働基準法および最低賃金法に関する規定で、1年間に2回以上、同一の対象条項違反により是正指導を受けた場合や、②職業安定法、男女雇用機会均等法および育児・介護休業法に関する規定で、対象条項に違反し、法違反の是正を求

める勧告に従わず、公表された場合⇒法違反の是正後6カ月経過するまで不受理となります。

緊急時に備え、事業継続計画（B C P）策定を

◆事業継続計画（B C P）とは

新型コロナウイルス感染症の流行により、企業活動に多大な影響が出ています。そんなとき役立つのが、事業継続計画（Business Continuity Plan。以下、B C P）です。

B C Pとは、企業が自然災害、大火災、テロ攻撃、感染症の蔓延などの緊急事態に遭遇した場合に、損害を最小限にとどめつつ、事業の継続・早期復旧を可能とするため、緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画のことです。また策定したB C Pを円滑に運用・管理することを、事業継続マネジメント（B C M）と呼びます。

◆未策定の企業が大多数

日本では、毎年多くの自然災害が発生しています。しかし、中小企業のほとんどがBCPを策定していません。必要であるという認識はあるものの、通常業務に比べ優先度が低く、策定に至っていない企業が多いと考えられます。また、策定にかかる時間や、リスク分散のために必要となる費用等を負担に感じるということもあるようです。とはいっても、策定していない場合に被る損失を考えると、策定のメリットは大きいでしょう。

◆策定手順と留意点

中小企業庁では、中小企業へのBCPの普及促進のため、有識者の意見を踏まえた指針を作成しています。指針によると、初めて策定する際は、以下の手順で進めるとされています。

- ① 基本方針の立案（目的の整理）
- ② 重要商品の検討（中核事業の選定）
- ③ 被害状況の確認（予測される影響の整理）
- ④ 事前対策の実施（非常時に備えて今できること）
- ⑤ 緊急時の体制の整備（対応策と責任者の決定）

最初から完全な計画を目指す必要はありません。まずは実現可能なものから始め、緊急事態への対応力を鍛えていくことが重要です。

また、BCPは策定して終

わりではありません。従業員への教育と、会社の現状を踏まえた見直しが必要です。いざというときに事業を継続するにはどうすればいいか、自社の実態に合ったBCPを考えておきましょう。

【中小企業庁「中小企業BCP策定運用指針」】

<https://www.chusho.meti.go.jp/bcp/index.html>

4月の税務と労務の手続期限【提出先・納付先】

10日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付【郵便局または銀行】
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出＜前月以降に採用した労働者がいる場合＞
[公共職業安定所]

15日

- 給与支払報告に係る給与所得者異動届出書の提出【市区町村】

30日

- 預金管理状況報告の提出【労働基準監督署】
- 労働者死傷病報告の提出＜休業4日未満、1月～3月分＞【労働基準監督署】
- 健保・厚年保険料の納付【郵便局または銀行】

- 健康保険印紙受払等報告書の提出【年金事務所】
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出【公共職業安定所】
- 外国人雇用状況の届出（雇用保険の被保険者でない場合）＜雇入れ・離職の翌月末日＞
[公共職業安定所]
- 公益法人等の法人住民税均等割の申告納付【都道府県・市町村】
- 固定資産税・都市計画税の納付＜第1期＞【郵便局または銀行】
※都・市町村によっては異なる月の場合がある。

・土地価格等縦覧帳簿・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧期間
(4月1日から20日または第1期目の納期限までのいずれか遅い日以降の日までの期間)

～当事務所より一言～